

# 日本都市計画学会東北支部研究発表会優秀発表賞 実施要領 2025

2025.12.24

日本都市計画学会東北支部は、支部管内の会員とその関係者による研究の推進に資するため、支部研究発表会における将来を担う若手による優秀な発表に対して「優秀発表賞」を授与することとし、その実施要領を以下のとおり定める。

## 1. 賞の概要

支部研究発表会における 40 歳以下（発表会開催年度末 3/31 時点の年齢）の研究者、技術者による優秀な口頭発表について優秀発表賞を贈る。

名称は「日本都市計画学会東北支部研究発表会 優秀発表賞」とする

## 2. 審査対象

研究発表会への応募の際、優秀発表賞へのエントリーがあった演題を審査対象とする。

## 3. 審査方法と審査項目

### (1) 審査委員

支部研究発表会で設定された各セッションの司会者が審査を行う。

### (2) 支部研究発表会での審査（優秀発表賞の選考）

支部研究発表会での審査は、①表現技術（スライドの構成）(15 点)、②説明技術（わかりやすさ・プレゼンの技術）(15 点)、③質疑応答(15 点)、④論証の適切性(15 点)、⑤研究の独創性・発展性(20 点)、⑥都市計画、もしくは東北支部管内への貢献度・有用性(20 点)の 6 項目(100 点満点)について評価し、優秀発表賞を選考する。発表は応募者本人とする。当日、応募者が発表できない場合は審査対象としない。審査委員（司会者）は、エントリーがあった演題のうち、受賞候補者(90 点以上)に該当するものの有無、ならびに該当する発表があれば、点数と推薦理由を付して審査委員会に推薦する。

## 4. 審査結果の発表

発表会終了後に開催される審査委員会（支部役員・幹事会・総務企画委員会）により、推薦を受けた発表者の中から受賞者を決定し、受賞者の氏名を支部 HP に掲載する。表彰は支部長が行う。後日、個人宛に表彰状と副賞を授与する。

（以上）